

## 島根原子力発電所 2 号機 特定重大事故等対処施設等 の原子炉設置変更許可に伴う市の対応について

中国電力(株)は、平成 2 8 年 7 月 4 日に原子力規制委員会に対し、特定重大事故等対処施設及び 3 系統目の所内常設直流電源設備（以下「特重施設等」という。）の設置に係る「島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2 号発電用原子炉施設の変更）」を提出しています。[提出前となる平成 2 8 年度 6 月議会初日全員協議会において中国電力(株)から説明]

この度、今月 2 3 日に原子力規制委員会は当該申請を許可し、同月 2 5 日に中国電力(株)から本市に報告がありました。

また、本件について「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づき、同日付けで県から本市に対し、意見照会がありました。

つきましては、下記のとおりこれまでの経過と市の今後の対応、スケジュールについて報告します。

### 記

#### 1. 特重施設等に係る主な経過

平成 28 年 4 月 28 日	中国電力(株)が事前了解願いを県及び松江市に提出
同日	中国電力(株)が出雲市ほか周辺自治体に報告
6 月 17 日	県が出雲市ほか周辺自治体に意見照会
6 月 27 日	出雲市が県に申請のみを了解する旨回答
7 月 1 日	県が中国電力(株)に申請のみを了解する旨回答
7 月 4 日	中国電力(株)が原子力規制委員会に特重施設等の設置に係る原子炉設置変更許可申請
令和 6 年 10 月 23 日	原子力規制委員会が特重施設等の設置に係る原子炉設置変更許可
10 月 25 日	中国電力(株)が立地・周辺自治体に報告 県が出雲市ほか周辺自治体に意見照会

#### 2. 市の対応

島根原子力発電所 2 号機に係る特重施設等の設置については、中国電力(株)から説明を受けるとともに、国の審査結果等を確認したうえで、市議会をはじめ原子力安全顧問会議及び原子力発電所環境安全対策協議会の意見を伺い、県及び中国電力(株)に対し、市としての意見を提出する考えです。

### 3. スケジュール（予定）

時期	会議	説明内容
1 1月上旬	原子力規制庁による自治体説明会	・特重施設等に係る国の審査結果等の確認
1 1月中旬 ～下旬	出雲市原子力発電所環境安全対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特重施設等の概要</li> <li>・特重施設等に係る国の審査結果</li> <li>※特重施設等の概要については、中国電力㈱が説明</li> </ul>
	出雲市原子力安全顧問会議	
	市議会全員協議会 (1 2月議会初日)	
1 2月	市議会全員協議会	・県及び中国電力㈱へ提出する市の意見（案）
	市議会全員協議会 (1 2月議会最終日)	・県及び中国電力㈱へ提出する市の意見
	県及び中国電力㈱への意見提出	

### 4. 参考【特重施設等について】

#### ①特定重大事故等対処施設

特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）は、意図的な航空機衝突やその他のテロリズムにより、炉心の損傷が発生するおそれがある場合などに放射性物質の放出を抑制するための施設です。

原子力発電所には、重大事故等に対処するための設備として、大量送水車等の可搬型設備等が配備されていますが、特重施設は、そのバックアップとして常設化されるものであり、圧力容器の減圧設備や圧力容器や格納容器内への注水設備、フィルタベント設備、電源設備及びこれらの設備を制御する緊急時制御室等で構成されています。

#### ②3系統目の所内常設直流電源設備

原子力発電所では、外部電源等が失われた場合に備えて、1系統目となる非常用電源設備（非常用ディーゼル発電機、蓄電池等）が備えられています。

また、万が一、重大事故等が発生した場合に備え、2系統目となる重大事故等の対応に必要な電源設備（ガスタービン発電機、高圧発電機車等）が既に配備されています。

これに加え、3系統目の所内常設直流電源設備は、重大事故等が発生し、1系統目や2系統目の電源が喪失した際に、原子炉の冷却を補助するポンプや弁、計測機器、非常用照明などの設備に直流電源を供給するために設置されるものです。



島原本広第507号  
2024年10月25日

出雲市長  
飯塚俊之様

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員  
中川賢剛

島根原子力発電所2号機 特定重大事故等対処施設等の設置に係る  
原子炉設置変更許可について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等の設置について、2016年7月4日、原子炉設置変更許可申請を原子力規制委員会に行い、その後、同委員会による審査を受けておりましたが、10月23日、原子炉設置変更許可をいただきましたので、ご報告します。

つきましては、島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定第5条に基づき、ご意見を賜りたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具



原 第 5 6 7 号

令和6年10月25日

出雲市長 飯塚 俊之 様

島根県知事 丸 山 達 也

(防災部原子力安全対策課)

『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』  
に係る覚書」に基づく手続きについて (依頼)

本県の原子力行政につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り、  
厚く御礼申し上げます。

さて、島根原子力発電所2号機につきましては、本年10月23日に原子力  
規制委員会から特定重大事故等対処施設等の設置に係る原子炉設置変更許可が  
出され、それを受けて、本日、中国電力(株)から本県に対し、「島根原子力発電  
所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条に基づく事前了解の願  
いがありました。

本件の事前了解判断に当たっては、今後、住民団体の代表も参加する安全  
対策協議会、専門家である原子力安全顧問、県議会や貴市をはじめとする関  
係自治体などのご意見を伺ったうえで、判断する考えです。

つきましては、『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協  
定』に係る覚書」に基づき、貴市の「考え」をお聴かせいただきますようお願い  
いたします。